

【 手術 】

829 フェントラミンメシル酸塩（褐色細胞腫の手術時等）の算定について

《令和8年4月30日》

○ 取扱い

- ① 褐色細胞腫の手術時に、血圧調整等がない場合のフェントラミンメシル酸塩（レジチーン注射液）の算定は、原則として認められる。
- ② 褐色細胞腫以外の手術時に、血圧調整等がない場合のフェントラミンメシル酸塩（レジチーン注射液）の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

フェントラミンメシル酸塩（レジチーン注射液）の添付文書の効能・効果は「褐色細胞腫の手術前・手術中の血圧調整、褐色細胞腫の診断」である。また、作用機序として「フェントラミンは過剰の循環アドレナリンやノルアドレナリンを生じる褐色細胞腫（クロム親和細胞腫）の診断や、褐色細胞腫の術前・術中の発作性高血圧の血圧降下に用いられる。」と示されている。

褐色細胞腫の手術時には、手術操作で腫瘍を刺激することにより血圧が急激に変動するため、レセプトに手術時の血圧調整や術中異常高血圧症等の記載がない場合であっても、当該医薬品の使用は医学的に妥当と判断できる。

一方、褐色細胞腫以外の手術時に血圧調整等の記載がない場合の使用は、適応外と判断する。

以上のことから、血圧調整等の記載がない場合の①褐色細胞腫の手術時は、原則として認められ、②褐色細胞腫以外の手術時は、原則として認められないと判断した。